

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税制度の終了

制度の概要

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、教育資金として自身の子や孫（直系尊属）に金銭の贈与を行った場合、1,500万円までは贈与税非課税となる制度です。

学校以外の習い事等に充てる場合も対象ですが、その場合、非課税上限額は500万円となっています。

その制度が令和8年3月31日をもって終了します。

制度利用にメリットのある家庭

相続税が確実にかかる見込みのご家庭

教育資金一括贈与は相続税対策として利用できます。
生前の財産移転が非課税でできる。
子、孫の教育資金として前向きな使い方ができる。



不動産、金融資産が多く、暦年贈与非課税枠である110万円贈与では対策として効果が薄い方向きです。

教育費がほぼ確定しているご家庭

私立小～大学までの進学ルートを考えられている方
医学部や海外留学など高額な教育費が想定されている方
塾や予備校を早期から検討されている方



贈与した金額を使い切れない場合は課税されますが、これらの教育プランを考えられていらっしゃる場合は贈与額を使いやすいです。

受け取る方がまだ小さい家庭

例えば0歳～10歳の方は、今後教育費として使うケースが大いに想定されます。
制度の旨味やリスク（後述）を考えると年齢が若い方が利用する方が有利です。



制度のリスク・注意点

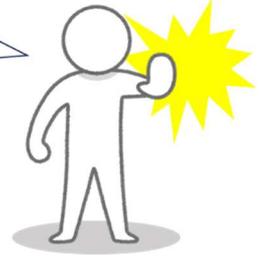
【課税のリスク】

受け取った人が30歳までに使い切れずに残った残額（額が基礎控除の110万円を超える場合、超えた額）に贈与税が課税される。

贈与した人が資金を使いきる前に亡くなった場合は相続税の課税対象となる場合がある。

国公立メイン、
大学進学が未定、
贈与する方の年齢が高齢…

上記のような場合は、贈与税・相続税課税のリスクが高まります。



【その他の注意点】

教育に使ったことを証明する領収書の管理を行っていない場合は非課税制度を受けられません。

教育以外の用途（有価証券やその他生活費など）に利用した場合も非課税制度は受けられません。

当制度を一度利用した後、途中で辞めることはできません。

使うべき人*
相性バッチリ!

- 相続税対策したい 富裕層
- 教育費が高額で確定!
- 0~10歳
- 管理がきちんとしてる+
- 領収書バッチリ!

使わない方がいい人*
相性イマイチ…

- 教育費があまりかからない
- もうすぐ30歳…
- 相続が近そう…
- 29歳 カウントダウン
- ズボラ&ルール無視
- 領収書ナシ!
- 使い込みバレル!?!

最後に

当制度は令和8年3月31日までに所定の手続きを経て実行しなければ受けられません。

期限の延長はされておりません。

制度の利用を考えられていらっしゃる方はお早めにご相談をお願いします。